

意見書（医師記入）

富山市五番町幼稚園 園長様

園児名 _____

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、

_____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関 _____

医師名 _____



✂

幼稚園は、幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について、意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間を考慮し、子どもの健康回復状態が幼稚園での集団生活可能な状態となってからの登園となるようにご留意ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

疾患名	
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	全ての発疹が消失してから
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂痂化するまで（かさぶたができる状態）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性がかくにんされたもの
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消失してから2日を経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで
髄膜菌性髄膜炎	医師により感染のおそれなくなったとみとめられるまで